

**南部丘陵の緑地保全
に関する説明会
(当日説明資料)**

令和2年1月18日

■ 本日の説明会の趣旨

南部丘陵の緑地保全を一層推進するため、緑地保全に関する保全制度や支援制度について、特に保全を優先すべき地区（約160ha）の土地を所有する皆様や市民の皆様にご理解を深めていただく。

【背景】

- 「SDGs未来都市」に堺市が選定され、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取り組みを推進するため。
- 堺市議会定例会において「南部丘陵の緑地保全に関する決議」が全議員の一致により可決（令和元年11月）されたこと。

■ 本日の内容

- 南部丘陵について
- 堺市の緑地保全の取り組み
- 緑地保全制度について
（保全緑地・特別緑地保全地区）
- 緑地の維持管理・利活用の推進

南部丘陵について

■ 堺市緑の保全と創出に関する条例

平成22年6月制定

堺市の緑の保全と創出についての基本理念と、緑の保全と創出に関する基本的施策を定め、緑豊かでうるおいのある良好な都市環境の形成による市民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的に制定。

南部丘陵の位置



南部丘陵

ハーベストの丘

堺公園墓地

堺自然ふれあいの森

■ 南部丘陵の保全の位置づけ

● 堺市マスタープラン（～さかい・未来・夢コンパス～）



● その他の計画

- 緑の基本計画
- 都市計画マスタープラン
- 環境モデル都市行動計画（クールシティ・堺）

■ 南部丘陵の保全の位置づけ

- SDGs 未来都市に堺市が選定(平成30年6月)

SDGs未来都市

持続可能な開発目標（SDGs）の推進に向け、自治体によるSDGsの達成に向けた取組を推進するためのもの。

南部丘陵での取り組み

南部丘陵における民有地緑地について、緑地保全制度の活用による緑地の確保とともに、継続保有に対する支援や市民・事業者の協働による維持管理を推進

■ 南部丘陵の緑地の価値

南部丘陵にあるまとまった緑地は、多様な機能を有し、人々の生活に密着した役割をもつ。



南部丘陵

①防災機能

保水機能を持ち、大雨時の土砂災害の防止や、河川への雨水及び土砂の流出を抑制し河川氾濫を防止。

②農業振興

水源涵養機能による安定的な水の供給や水質浄化、栄養を含む水の供給。

③環境保全

CO₂の吸収による地球温暖化の抑制・ヒートアイランド現象の緩和に貢献。

④多様な生き物の生息・生育地

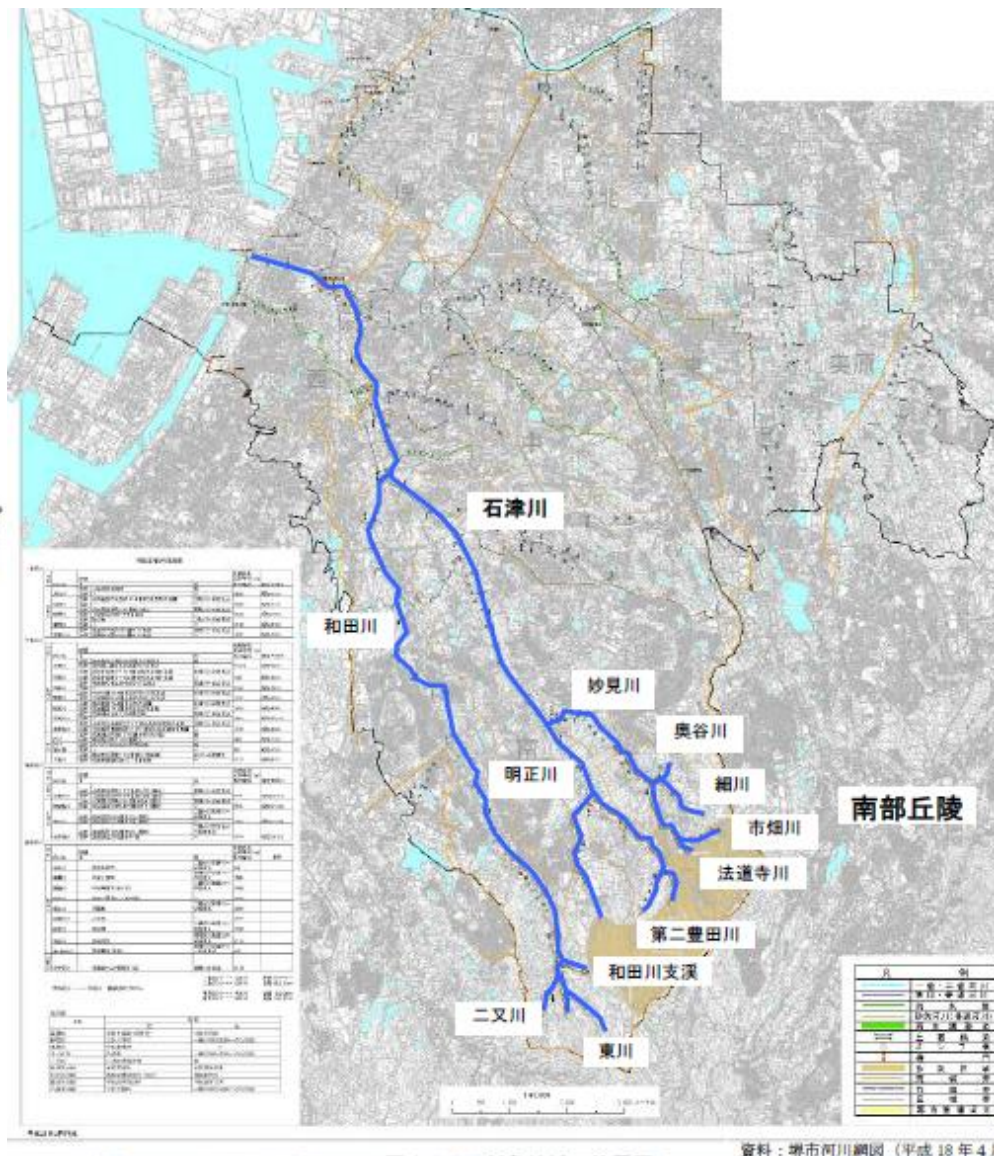
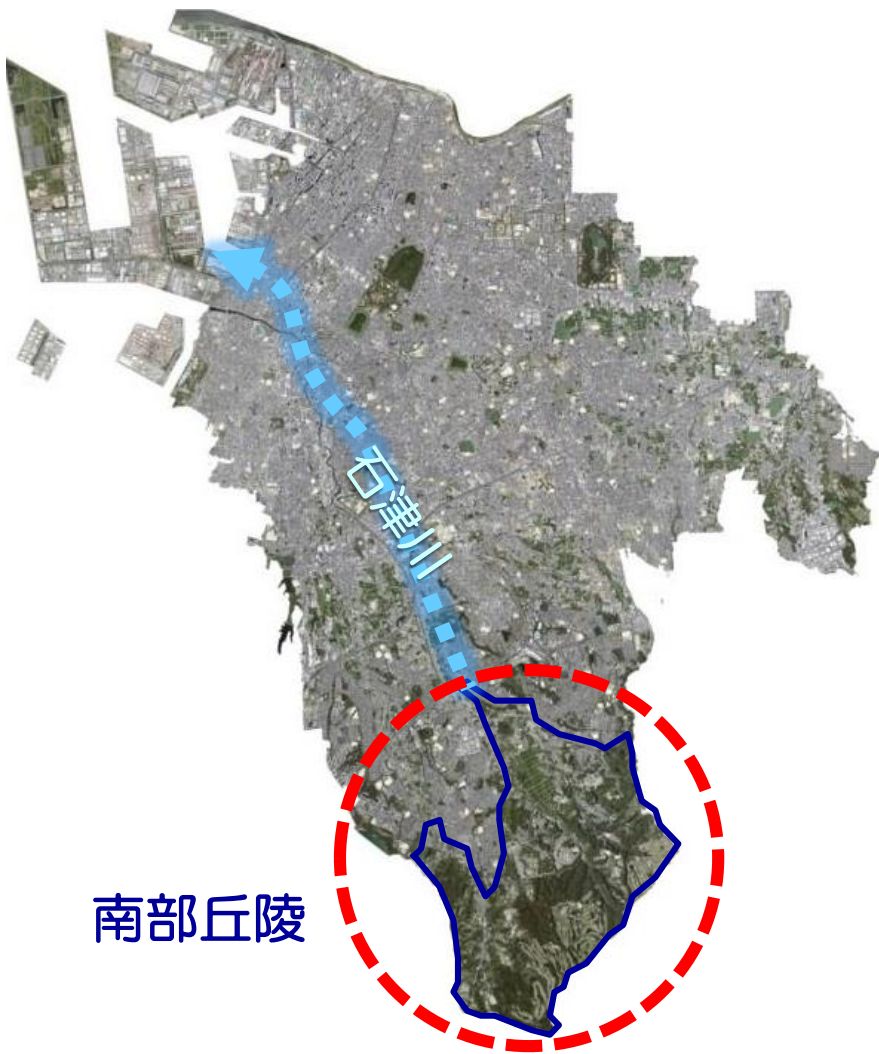
森で作られる栄養素が、川から海へ流れることで、川と海の豊かな生態系を成立。生態系ネットワークの中継地点の機能。 9

■ 南部丘陵の緑地の価値

南部丘陵にある緑地は、まとまった里山林（コナラ群落等）となっており、野生生物の生息・生育空間として非常に重要である。



森・川・海のつながり（流域）



堺市の緑地保全の取り組み

■ 審議会への諮問

平成22年10月

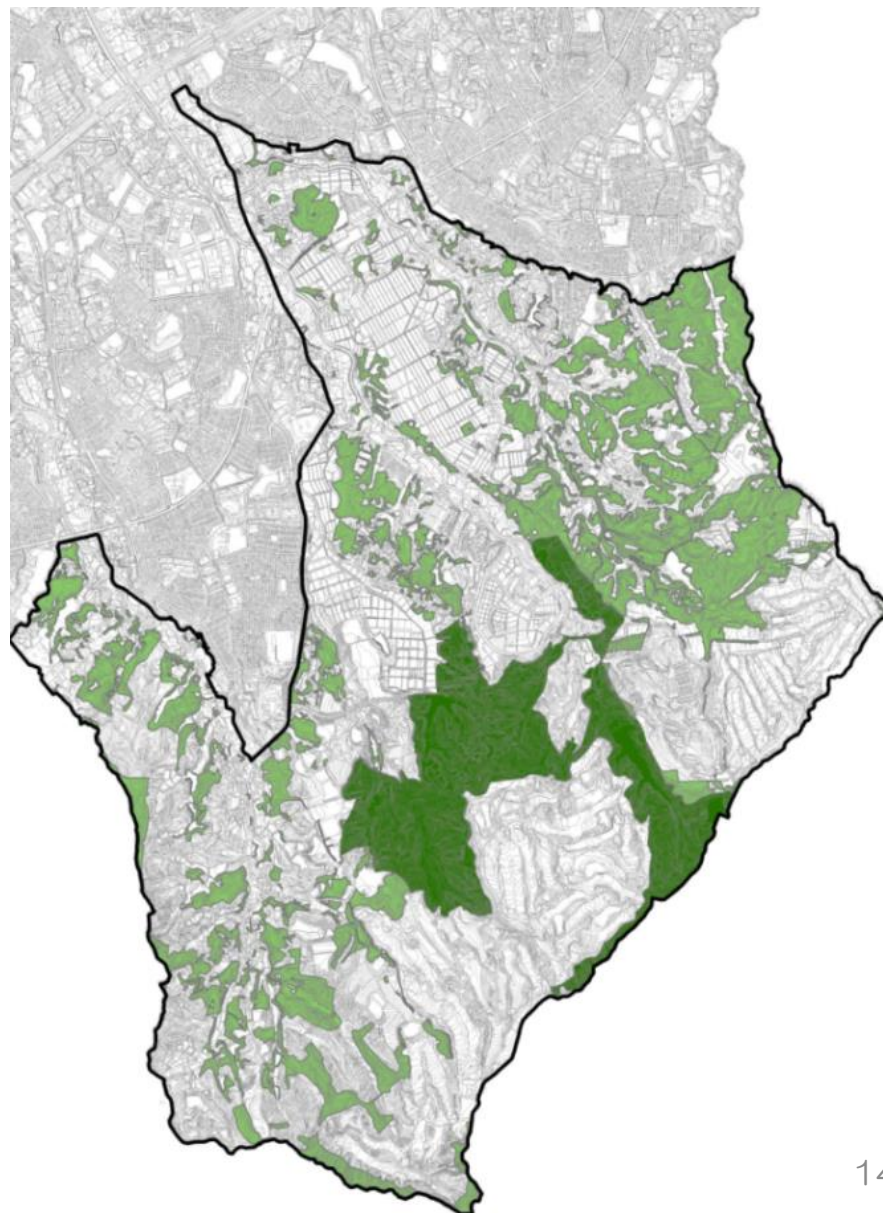
「堺市緑の保全と創出に関する条例」の基本理念を受け、南部丘陵の緑地保全について、堺市緑の政策審議会に「南部丘陵における緑地保全の仕組みづくり」について諮問




■ 堺市緑の政策審議会答申

平成24年11月

堺市緑の政策審議会から南部丘陵における緑地保全のしくみづくりについて答申

南部丘陵において保全すべき緑地を抽出



凡例		面積
	南部丘陵	約1,600ha
	濃い緑のエリア (特に保全を優先すべき地区)	約160ha
	薄い緑のエリア (特に保全を優先すべき地区以外の緑地)	約340ha

堺市緑の政策審議会答申

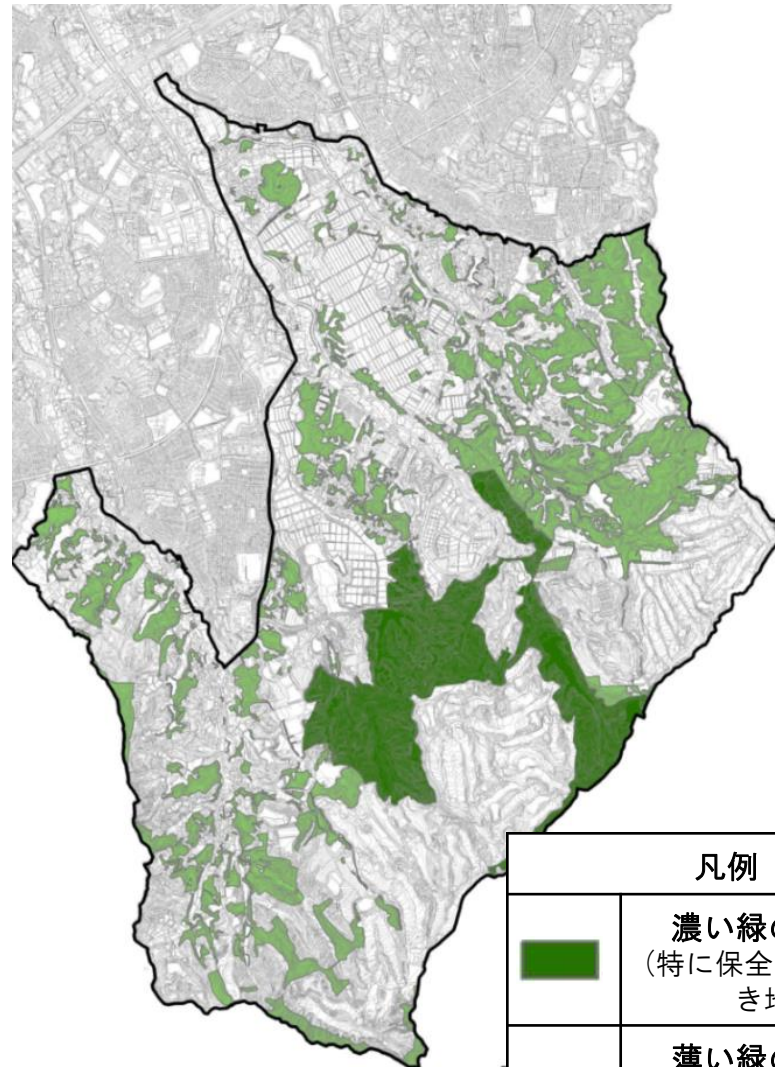
南部丘陵の緑地保全
のしくみ

緑地の確保

継続保有への支援

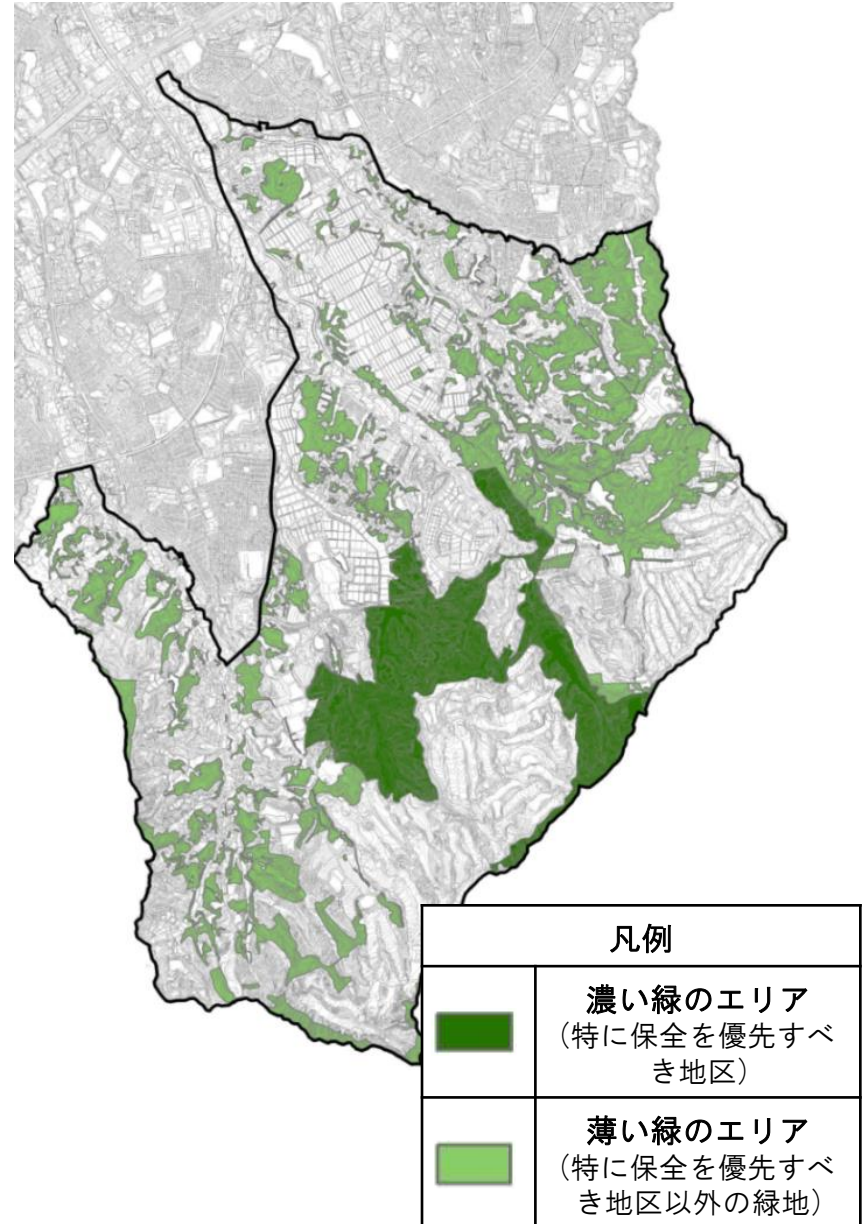
緑地の維持管理

人材育成・
普及啓発の推進



■ 堺市緑の政策審議会答申

- 特に保全を優先すべき地区における最も有効な緑地保全制度は特別緑地保全地区である。
- しかしながら、直ちに全域の指定を行うことは困難であることから、長期的な視野で見据え、条件の整った場所から順次指定を進めることが望ましい。



■ 緑地保全の取り組み

「堺市緑の基本計画」に答申に基づき緑地保全に関する施策や事業の位置づけを行い、緑地保全の取り組みを行っています。

南部丘陵の緑地保全の しくみ

緑地の確保

継続保有への支援

緑地の維持管理

人材育成・
普及啓発の推進



- 「堺市緑の保全と創出に関する条例」に基づく保全緑地の確保（所有者の同意を得て、市と所有者の協定により、一定期間緑地を保全）
- 保全緑地における「堺の森再生プロジェクト」事業の実施
- 緑の保全基金への協力の呼びかけ 等

緑地保全制度について

(保全緑地・特別緑地保全地区)

緑地保全を進めていくエリアについて

緑地保全を進めるエリア

次の2つのエリアについて緑地保全を進めていきます。

濃い緑のエリア
(約160ha)

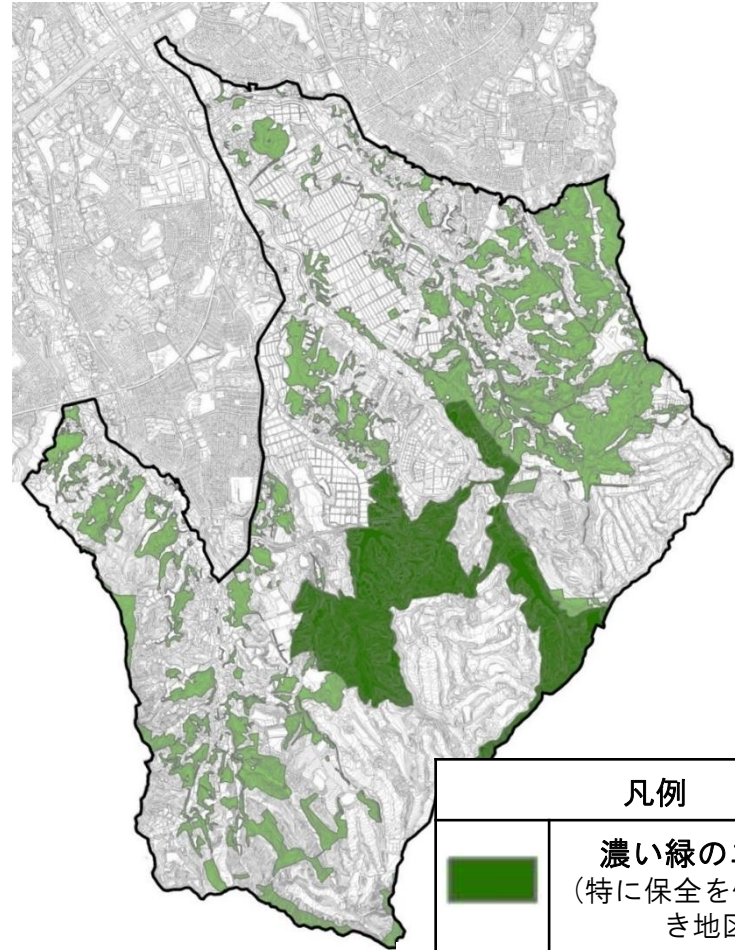
(特に保全を優先すべき地区)



積極的に緑地の保全を推進

薄い緑のエリア
(約340ha)

(その他の緑地)

上記以外の保全を行っていく緑地



凡例	
	濃い緑のエリア (特に保全を優先すべき地区)
	薄い緑のエリア (特に保全を優先すべき地区以外の緑地)

エリアごとの利用できる保全制度

利用できる保全制度

濃い緑のエリア
(約160ha)

(特に保全を
優先すべき地区)

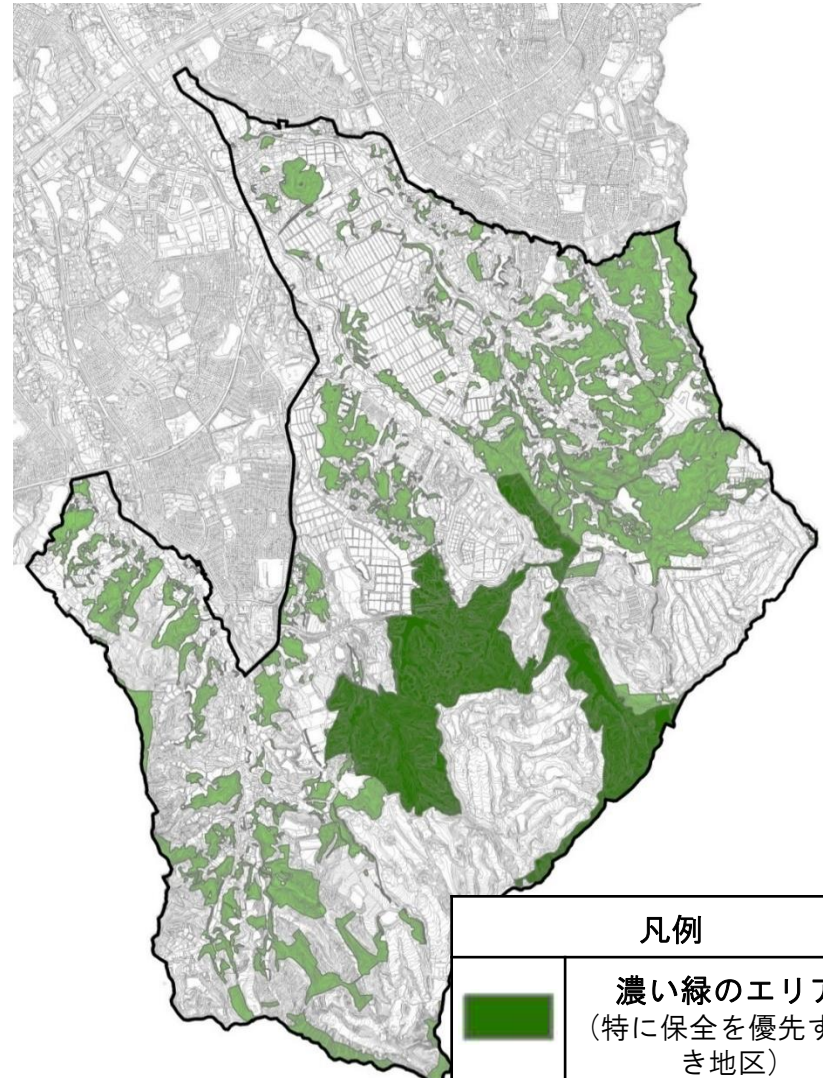
①保全緑地



②特別緑地保全地区

薄い緑のエリア
(約340ha)

(その他の緑地)

①保全緑地



凡例	
	濃い緑のエリア (特に保全を優先すべき地区)
	薄い緑のエリア (特に保全を優先すべき地区以外の緑地)

■ ①保全緑地とは

堺市緑の保全と創出に関する条例第22条
に基づく緑地保全制度



- 都市の良好な自然環境の確保に資する緑地の保全
- 景観の形成に資する緑地の保全
- 動植物の生息地又は生育地となる緑地の保全

①保全緑地の指定

期間・ 指定形態	特に定めはない（協定締結期間10年） 保全緑地指定に関する土地所有者の同意
管理形態	・土地所有者管理
行為の制限	・樹林に影響を与える行為は、事前に市長へ届出

「保全緑地」を市長が指定



市民にとって大切な緑地であることを示し、保全のために必要な支援を市が行い**継続的に緑地を保全**

豊かな緑を将来に継承することにつながる

①保全緑地における行為の制限

- 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採
その他の土地の形質の変更
- 木竹の伐採
- 水面の埋立て又は干拓
- 屋外における土石、廃棄物または再生資源の堆積



市長への事前の届出が必要

①保全緑地の支援制度その1

市は条例に基づき、土地所有者に対して、緑地のまま継続して保有していただくために、奨励金の支払いや維持管理活動の協定を結び、10年以上の協定を条件に支援を行います。

①保全緑地所有者の支援 : 10円/m²・年 (上限10万円/年)

例えば、4,500m²の土地をお持ちの方は



②維持管理活動者※の支援 : 30円/m²・年 (上限30万円/年)

※ 保全緑地の樹林地を良好に保つために維持管理活動を行う土地所有者や、土地所有者の同意を得て活動を行う条例第34条に基づく認定を受けた緑のまちづくり活動団体

①保全緑地の指定の支援制度その2

支援制度の対象エリア

	濃い緑のエリア	薄い緑のエリア
保全緑地所有者 (10円/m ² ・年)	○	-
維持管理活動者 (30円/m ² ・年)	○	○

所有者への支援については、「濃い緑のエリア」のみ可能です。
維持管理の支援については、「濃い緑のエリア」「薄い緑のエリア」ともに可能です。

②特別緑地保全地区とは

都市緑地法第12条に基づく緑地保全制度
都市計画法第8条に規定される地域地区

- 都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地の保全
- 都市の歴史的・文化的価値を有する緑地の保全
- 生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息、生育地となる緑地の保全 等



建築行為など一定の行為の制限などにより一団
の緑地等を現状凍結的に保全

豊かな緑を将来に継承することが可能

②特別緑地保全地区の指定の 進め方その1

特別緑地保全地区の指定は、条件の整った場所から順次指定を進めていきます。

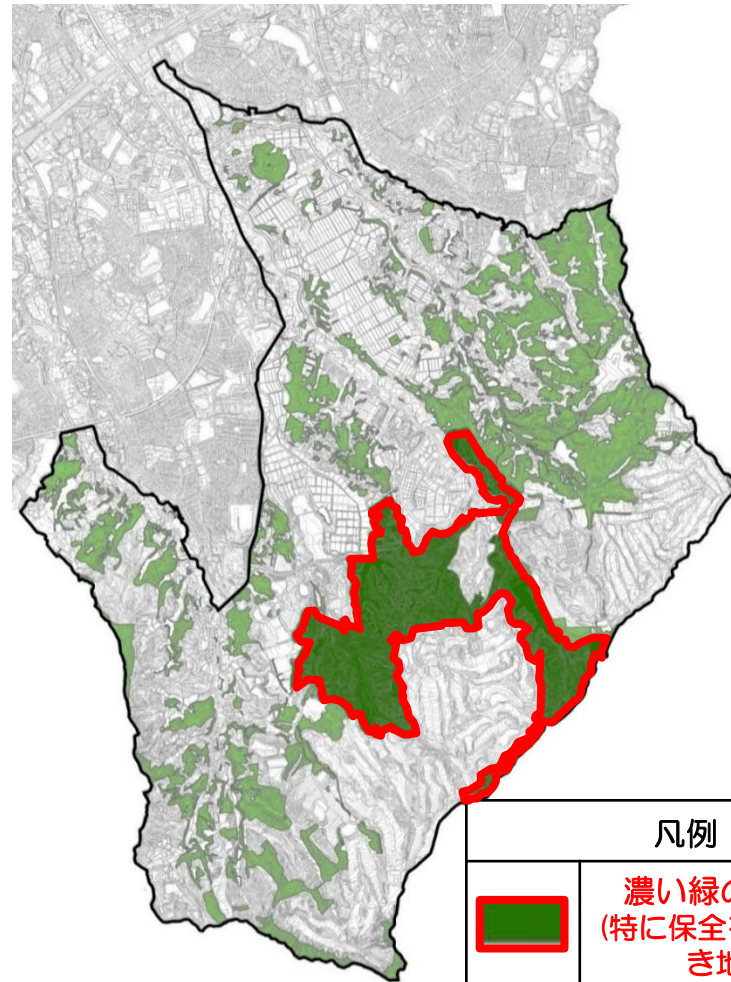
指定の条件



- (1) 濃い緑のエリア内(特に保全を優先すべき地区)であること
- (2) 一団の緑地が存在していること
- (3) 指定する区域が明確となる場所であること
(土地の境界や測量資料により座標点が確認できること)

②特別緑地保全地区の指定の 進め方その2

指定の条件

- (1) 濃い緑のエリア内
(特に保全を優先
すべき地区)である
こと

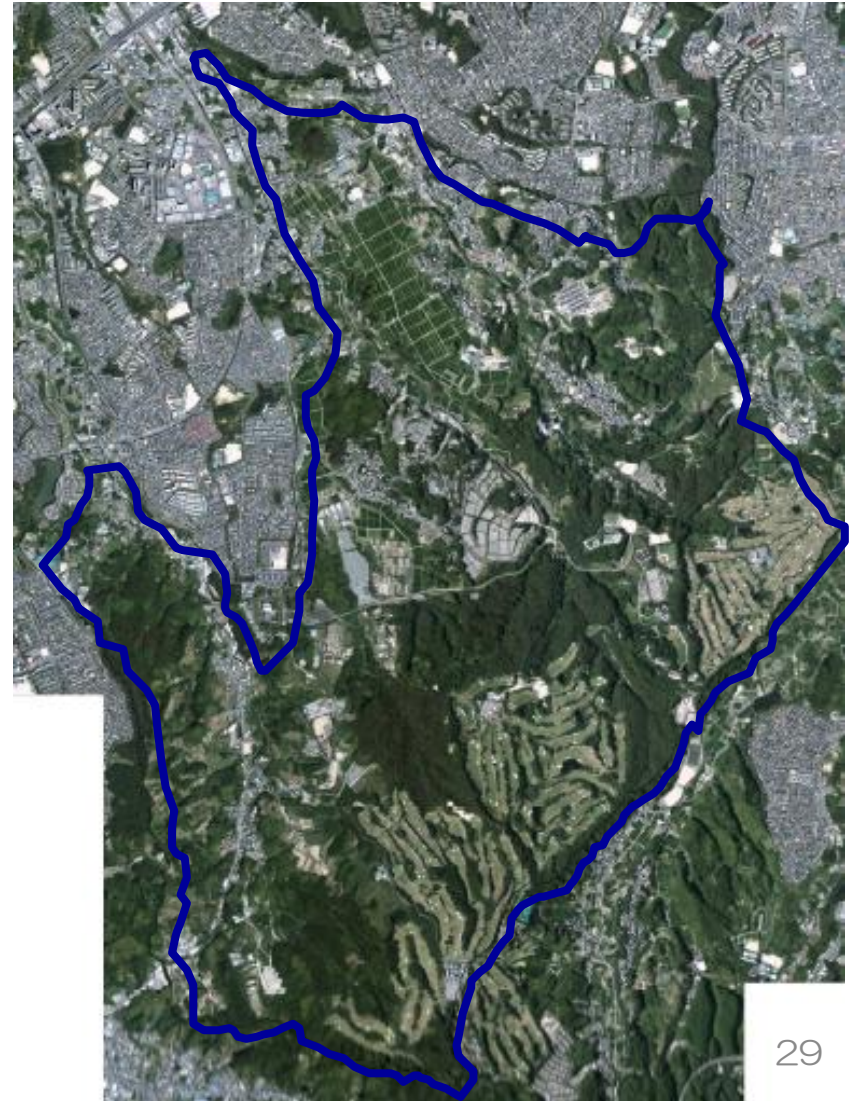


凡例	
	濃い緑のエリア (特に保全を優先すべき地区)
	薄い緑のエリア (特に保全を優先すべき地区以外の緑地)

②特別緑地保全地区の指定の 進め方その3

指定の条件

(2) 一団の緑地が存在
していること



②特別緑地保全地区の指定の 進め方その4

指定の条件

- (3) 指定する区域が明確となる場所であること
(土地の境界や測量資料により座標点が確認できること)

しかし、南部丘陵は、地積が混乱している地域で、**所有者を特定するための登記簿や公図が混乱。**



境界確定や測量等の調査を行う場合もあるため、**土地所有者の皆様のご協力が必要。**

また、特別緑地保全地区の指定のため、境界確定や測量等を行う場合には、市が費用を負担します。

②特別緑地保全地区の指定の 進め方その5

指定を行っていく場所

- 周辺の土地利用状況などから、緑地の減少が危惧される場所
- 積極的に緑地保全に協力していただける場所



なお、南部丘陵は地籍が混乱しているため、特別緑地保全地区の指定にあたっては、境界確定や測量等の調査を行う場合もあるため、土地所有者の皆様のご協力が必要となります。

②特別緑地保全地区における 行為の制限

- 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採
その他の土地の形質の変更
- 木竹の伐採
- 水面の埋立て又は干拓
- 屋外における土石、廃棄物または再生資源の堆積



市長の許可が必要

緑地の保全上支障があると認めるときは、許可することができない。ただし、非常災害の応急措置等の場合についてはこの限りでない。

②特別緑地保全地区の指定の 優遇措置

●税金

【土地を所有する場合】

固定資産税：最大1/2まで減免

相続税：山林、原野及び立木については8割評価減

【市に土地を売却する場合】

譲渡所得：2,000万円の控除される場合あり

●管理（管理協定制度）

土地所有者自ら緑地の管理ができない場合に、市が土地所有者と管理協定を締結し、代わりに緑地の管理を行う制度

②特別緑地保全地区における 土地の買入れと損失補償

土地の買入れ

土地所有者が行為の制限を受けることで、土地の利用に著しい支障をきたす場合、

土地所有者 市に、**土地の買入れの申出**が可能

堺市

緑地の保全上必要があると認めるものについては、**土地の買入れ**

損失補償

行為の許可を受けることができないため、損失を受けたものがある場合、**市は、協議の上、損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償**

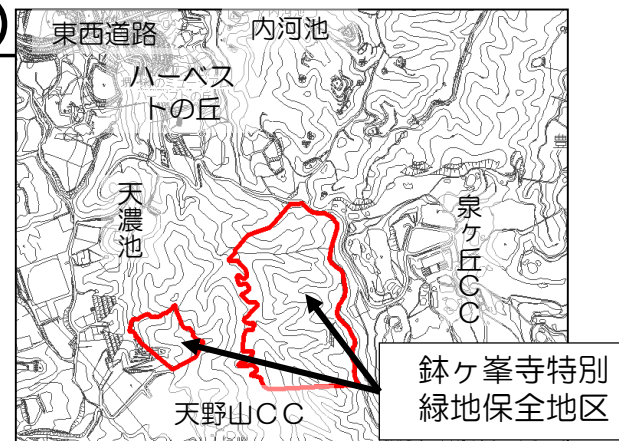
■ 緑地保全制度の活用状況

保全緑地

保全緑地面積：約2.6ha・土地所有者：5名

特別緑地保全地区（都市計画手続き中）

「特に保全を優先すべき地区」のうち、特に開発圧力が高く、緑地の減少が危惧される地域を優先し、かつ明確な区域となる約14ha



平成23年2月 都市計画審議会へ都市計画素案を報告

平成23年7月 都市計画審議会（報告）

その後、開発計画や土地に関する訴訟も行われたため、都市計画の手続きを中断し、訴訟等状況を注視していくこととなった。

平成31年1月 都市計画審議会へ南部丘陵の緑地保全について報告

4月 都市計画審議会へ都市計画素案を報告

令和2年1月 都市計画審議会へ付議

緑地の維持管理・利活用の推進

■ 緑地の維持管理・利活用の推進

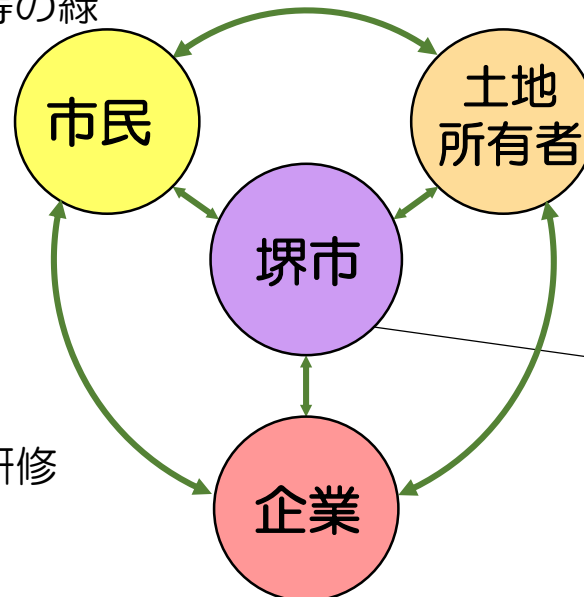
特別緑地保全地区や保全緑地に指定された樹林地においては、人が活動しやすい場所から、土地所有者、市民、企業等とも連携して適切な維持管理、利用・活用を推進します。

維持管理活動への参加

- ・ 里山管理体験イベント等の緑地保全活動への参加
- ・ 日常管理や技術指導
- ・ 里地里山の技術の継承

プロジェクトの実施

- ・ 企業のCSR活動
- ・ 社員の福利厚生、社員研修
- ・ 資材、機材の提供



継続保有や活動場所の提供

- ・ 緑地として継続保有
- ・ 活動場所の提供

各種調整・情報発信

- ・ 人材育成
- ・ 維持管理・利活用のコーディネート
- ・ 南部丘陵の取り組み、魅力を情報発信

■ 緑地の維持管理・利活用の推進

維持管理の推進

土地所有者が実施できない場合など、維持管理活動を行う市民やCSR活動を行う企業と土地所有者との仲介を行います。

利活用の推進

緑地の利活用を推進するため、緑地の所有者と緑地の利用や活用を行う団体・企業等との仲介を行います。

緑地の維持管理・利活用の推進 普及啓発

指定した保全緑地を活用し、市民の方や企業の方による里山体験イベントにおいて、下草刈りや間伐作業などの樹林地の維持管理活動及び普及啓発活動を行っています。



手入れ前



手入れ後



企業との連携

企業の協賛、協力事例

- イベントスタッフとしてのサポート
- ノコギリなどの使用する道具の提供
- 緑地保全の普及啓発に関するパンフレットの作成
- 送迎バスの手配

など



■ 人材育成

人材の育成

南部丘陵の緑地の維持管理活動を行う人材の育成を目的とした支援を行います。

堺自然ふれあいの森で「里山保全ボランティア養成講座」を実施しています。
樹木管理や田畑の整備、生物調査など、里山の保全整備に関する様々な分野についての実践的な講座を行います。



里山保全ボランティア養成講座
(毎年6月開講)

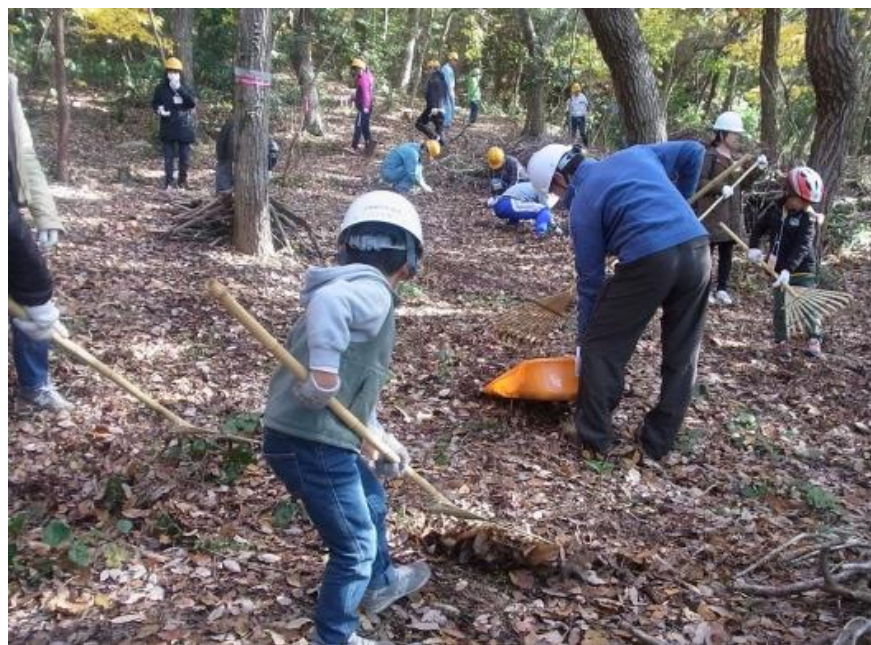
■ 堺市緑の保全基金


- 堺市緑の保全基金の活用
 - 緑の保全に係る市民等の活動の支援
 - 緑地保全運動のための普及啓発（人材育成、PRなど）
 - 市民が身近な自然に触れ合うために必要な施設の整備（案内板、休憩施設など）
 - 古樹名木の保全

等

■ 今後の展開

緑の保全についてより一層推進するためには、市・市民・事業者が協働で行っていく必要がありますので、ご協力をお願いします。





南部丘陵の緑地保全 に関する説明会

令和2年1月18日